

(別紙)

【内閣法制局における障害を理由とする差別の解消に関する対応要領に関するもの】

第4条 (監督者の責務)		
番号	主な御意見の概要	御意見に対する内閣法制局の考え方
1	<p>第1項に以下の記述を追加すべき。 「障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保すること。とりわけ、コミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を配置すること。」</p> <p>(理由) 障害者のために様々なコミュニケーション手段を用意するとともに聴覚障害者による合理的配慮の表明・相談及び意思疎通の配慮では手話通訳者、要約筆記者等の配置が必要だと考えるため。</p>	<p>本対応要領においては、「別紙 対応要領に係る留意事項」の第6に「合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例」として、筆談、読上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いること、絵カード等を活用して意思を確認すること等を記載しているところです。</p> <p>実際の運用に当たっては、御本人や周囲の方に状況をお伺いしながら、適切な形で対応させていただきます。</p>
第5条 (懲戒処分等)		
2	<p>「不当な差別的取扱いを繰り返す場合又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の不提供を繰り返す場合には…」を以下のとおり改めるべき。 「<u>不当な差別的取扱いをし</u>、または過重な…<u>不提供をした</u>場合には…」</p> <p>(理由) 法の趣旨及び法に基づく基本方針に沿う観点から、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を繰り返さずとも、これをした場合には懲戒処分が付されることがあると規定することが適切であると考えため。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 「<u>不当な差別的取扱いをした場合</u>又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の提供を<u>しなかった</u>場合には…」</p>
第6条 (相談体制の整備)		
番号	主な御意見の概要	御意見に対する内閣法制局の考え方
	<p>第2項を以下のとおり改めるべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p>

3	<p>「2 障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保すること。とりわけコミュニケーションを支援する者（手話通訳者・要約筆記者等）を相談窓口配置する。」</p> <p>(理由) 障害者のために様々なコミュニケーション手段を用意するとともに聴覚障害者による合理的配慮の表明・相談及び意思疎通の配慮では手話通訳者、要約筆記者等の配置が必要だと考えるため。</p>	<p>「2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。」</p>
4	<p>第4項の「…必要に応じて、…充実を図るものとする。」について、「…積極的に、…充実を図るものとする。」に改めるべき。</p> <p>(理由) 障害者に合理的配慮をすることは、国及び地方公共団体の義務であり、民間の模範となるよう、率先して差別を解消していかななくてはならないと考えるため。</p>	<p>相談体制については、これまでの内閣法制局における外部の障害者への対応の頻度等を考慮すると、現状においては、本対応要領に規定している体制で足りているものと考えますが、本対応要領の施行後の相談件数、相談内容等を勘案して、必要に応じ、相談等に対応する職員の確保・充実を図ることとしています。</p> <p>また、相談窓口においては、プライバシーや人事に係る情報を扱うことも想定されることから、守秘義務のない外部の方を参画させることは予定しておりません。</p>
5	<p>第4項を以下のとおり改めるべき。 「4 相談窓口には障害当事者を含む外部有識者を入れ、更に障害者からの理解が得られない案件に関し、障害当事者団体に意見を求め相談する等、建設的な解決に努めるものとする。」</p> <p>(理由) 障害者と担当者間で解決が難しい案件は、相談窓口を中心に解決に当たれるよう明文化が必要だと考えるため。</p>	
6	<p>第4項を以下のとおり改めるべき。 「4 監督者は、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、障害当事者団体等からの委員で構成する第三者委員会の設置及び障害の特性に関する専門知識を有する担当者を配置し、窓口担当者の専門性と客観性の確保・充実を図るものとする。」</p> <p>(理由)</p>	

	<p>障害者及びその家族等の相談に的確に対応するためには、相談窓口は障害の特性についての理解及び客観性の確保が重要だと考えるため。</p>	
7	<p>第5項として以下の記述を追加すべき。 <u>「5 相談窓口について障害者及び関係者にわかりやすい形で周知されなければならない。」</u></p> <p>(理由) 相談窓口の一覧が対応要領に記載されただけではどこに相談すればよいのかわかりにくいことから、相談の実効性を高める観点から周知についての規定を加えるべきである。</p>	<p>相談窓口の具体的な連絡先については、内閣法制局のホームページに分かりやすく記載することとしています。</p>
第7条（研修・啓発）		
8	<p>職員に対し、必要な研修・啓発を行うことについて障害当事者と当事者家族、介助者、支援者、障害者団体、障害に理解のある社会福祉士や弁護士などと連携協力を十分に図るべき。</p> <p>(理由) 障害を知らないことによる重大な差別的取扱い、重大な人権侵害を絶対に起こさないようにするため。</p>	<p>研修の内容については、障害者施策を担当する内閣府と連携を取りながら、今後、検討することとしています。 検討に当たっては、いただいた御意見も参考にさせていただきます。</p>

【別紙 対応要領に係る留意事項に関するもの】

第2 正当な理由の判断の視点		
番号	主な御意見の概要	御意見に対する内閣法制局の考え方
9	<p>第1段落4行目の「…正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益…」を「…正当な理由に相当するか否かについて、<u>具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益…</u>」に改めるべき。</p> <p>(理由) 正当な理由が拡大解釈されることで、結果として障害を理由とする差別が解消されない事態が考えられることから。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 「…正当な理由に該当するか否かについて、<u>具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益…</u>」</p>
10	<p>第1段落の後に「なお、「客観的に判断する」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものです。また、「正当な理由」を根拠に、不当な差別的取扱いを禁止する法の趣旨が形骸化されるべきではなく、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定される といった理由によりサービスを提供しないと といったことは適切ではありません。」を追加すべき。</p> <p>(理由) 差別を禁止する法の趣旨を鑑み、正当な理由については、極めて限定的にすべきであると考えから。</p>	
11	<p>第2段落の末尾に「理解を得られない場合は、相談窓口と調整を図ること。」を追加すべき。</p> <p>(理由) 職員が障害者に説明しても解決が困難な場合の手立てに関する文言が必要だと考えるため。</p>	<p>職員が正当な理由に該当するか否かを判断するに当たっては、相談窓口も含めて内閣法制局として判断するものであり、正当な理由があるものとして障害者に説明する際には、内閣法制局全体の意向として説明するものです。 なお、説明に当たっては、理解が得られるよう努めることとしています。</p>

第3 不当な差別的取扱いの具体例

番号	主な御意見の概要	御意見に対する内閣法制局の考え方
1 2	<p>末尾に「障害そのものだけでなく、障害があることによってやむなく起きる事象について上記の対応をする。例えば障害があることによってやむなく起きる不自然な言動や表情を理由にして上記の対応をすることは、不当な差別的取扱いである。」を追加すべき。</p> <p>(理由)</p> <p>随伴症状と呼ばれる意図しない頭・手・足の動きや顔の表情の変化が伴うことがあります。健常者には不自然に感じられたり、不安な感情を呼び起こすかもしれません。そのことにも理解を示していただきたい。</p> <p>吃音(Stuttering)とは、音の繰り返し、ひき伸ばし、言葉を出せずに間があいてしまうなど、一般に「どもる」と言われる話し方の障害です。例えば「きききききのう・・・」と単語の一部を何度も繰り返したり、「・・・きのう」と最初の言葉が出なかったり、スムーズな会話が自分の意思と反して出来ない状態の事です。法的には吃音症は発達障害支援法の枠内にも入っています。いわゆるコミュニケーション上の障害といえます。</p>	<p>具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としたものであり、記載されている具体例に限られるものではありません。</p> <p>また、障害には様々な種類があり、その状況も人によって大きく異なることから、不当な差別的取扱いに該当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなります。</p> <p>いずれにせよ、本対応要領の実際の運用に当たっては、御本人や周囲の方に状況をお伺いしながら、適切な形で対応させていただきます。</p>

第4 合理的配慮の基本的な考え方

番号	主な御意見の概要	御意見に対する内閣法制局の考え方
1 3	<p>「合理的配慮は、内閣法制局の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること」とされているが、本来の業務の範囲を厳格に解釈して、合理的配慮を提供すべき場面を限定すべきではない。</p>	<p>合理的配慮については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)において基本的な考え方が整理・記述されており、基本方針に基づく本対応要領においても同様の記述としています。</p> <p>対応要領の運用に当たっては、いただいた御意見を参考にさせていただきます。</p>
	<p>現に社会的障壁の除去を必要としている旨の障害者からの意思の表明は、具体的場面において、「言語(手話を含む。)</p>	<p>障害者の方が他者とのコミュニケーションを図る際に必要な手段は多様であり、これらの多様な手段のそれぞれに対応</p>

1 4	<p>のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）とされているが、「（通訳を介するものを含む。）」を「（言語通訳・手話通訳・要約筆記者・盲ろう通訳等を介するものを含む。）」とすべきである。</p>	<p>して「（通訳を介するものを含む。）」と記述することで、御意見の言語通訳、手話通訳等の全てが網羅的に含まれることとなります。</p>
1 5	<p>第3項の末尾の「自主的な取組に努めることが望ましい。」を「自主的に取り組むものとする。」に改めるべき。</p> <p>（理由） 法の趣旨を広く社会に定着させるために、率先垂範の観点から。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 「自主的な取組に<u>努める。</u>」</p>
第5 過重な負担の基本的な考え方		
番号	主な御意見の概要	御意見に対する内閣法制局の考え方
1 6	<p>以下の記述を追加すべき。 「<u>過重な負担</u>」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものです。また、「<u>過重な負担</u>」を根拠に、合理的配慮の提供をもとめる法の趣旨が形骸化されるべきではありません。」</p> <p>（理由） 障害のない人が普通に行使できる権利を制限する「<u>過重な負担</u>」という抗弁（差別行為の正当化）はあくまでも例外的なものであり、国や独立行政法人などの省庁機関は民間の手本となるよう、それらについてはできるだけ慎重に判断すべきであると考えため。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 「<u>過重な負担</u>については、<u>具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく…</u>」</p>
1 7	<p>「○ 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的・内容・機能を損なうか否か）」は全文削除すべき。</p> <p>（理由）</p>	

	「過重な負担」がどこまでも拡大解釈される恐れがあるため。	
18	<p>「職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。」を以下のとおり修正すべき。</p> <p>「職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めること、また理解を得られない場合は、相談窓口等と調整を図ることが望ましい。」</p> <p>(理由) 障害者から理解を得られない場合に、相談窓口が事業者と障害者の間に入ることで、調整・歩み寄りを図る必要があるため。</p>	内閣法制局の職員による障害を理由とする差別に関する相談等は、第6条第1項に規定する相談窓口において承ることをしています。
第6 合理的配慮の具体例		
番号	主な御意見の概要	御意見に対する内閣法制局の考え方
19	<p>物理的環境への配慮の具体例に以下の記述を追加すべき。</p> <p>「○ <u>疲れやすい痙性のある脳性まひなどの身体障害者に対して、ソファ、ベッド、長椅子などを用意し、そこに職員が移動し、対応する。</u>」</p>	<p>具体例に以下の記述があり、御意見のケースはこれに該当するため、記載しないこととさせていただきます。</p> <p>「○ 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出がある等の場合には、別室の確保が困難なときには、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける等の対応をする。」</p>
20	<p>物理的環境への配慮の具体例に以下の記述を追加すべき。</p> <p>「○ <u>館内放送や天災や事故などの緊急情報を聞くことが難しい障害者に対し、電光ボードや電光掲示板などを活用し、館内の目につきやすい場所に分かりやすい表現で掲示すること。</u>」</p> <p>(理由) 聴覚障害者は、館内放送や緊急放送を聞くことができず状況が分からないため、聞こえる人も聞こえない人も、誰もが分かる方法で対応すべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり具体例を追加します。</p> <p>「○ <u>災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボードを用いるなどして、分かりやすく案内し誘導を図る。</u>」</p>

2 1	<p>意思疎通の配慮の具体例に以下の記述を追加すべき。 <u>「○ 障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保すること。とりわけコミュニケーションを支援する者（手話通訳者・要約筆記者等）を配置すること。」</u></p> <p>(理由) 意思疎通の配慮の具体例として、コミュニケーション方法だけでなく、手話通訳者等、人的支援についても明記すべきと考えるため。</p>	<p>御指摘を踏まえ、第6条第2項を以下のとおり修正します。 <u>「2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。」</u></p>
2 2	<p>意思疎通の配慮の具体例に以下の記述を追加すべき。 <u>「○ 会議の進行にあたり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚障害者、聴覚障害者等、障害者に対し、その特性に応じ、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなど配慮を行う。」</u></p>	<p>内閣法制局は、事務又は事業の性質上、外部の方を委員とする会議や外部の方が参加するシンポジウム等を開催することは想定しておりません。</p>
2 3	<p>意思疎通の配慮の具体例に以下の記述を追加すべき。 <u>「○ 会議の進行の際には、委員の障害の特性に合った介助員を付ける等配慮すること。」</u></p> <p>(理由) 改正障害者基本法33条2にあるように、「会議における合理的配慮事例」の記述が必要だと考えるため。 例えば、聴覚障害者は音声情報が入らないため、資料と手話もしくは文字通訳を同時に見ることができず、そのための介助員が必要である。 実践例) 内閣府障害者政策委員会 厚生労働省社会保障審議会障害者部会 文部科学省中央教育審議会にて、実践例あり。</p>	
2 4	<p>意思疎通の配慮の具体例中「<u>知的障害者</u>から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に…」を「<u>障害者</u>から申出があった際に、ゆっくり丁寧に…」に改めるべき。</p> <p>(理由) ゆっくり、丁寧な説明、なじみのない外来語は避ける、といった配慮は知的障害者だけでなく、他の障害者等からも申出が</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 「○ <u>障害者</u>から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に…」</p>

	あることが考えられるため。	
2 5	<p>意思疎通の配慮の具体例に以下の記載を追加すべき。 <u>「○ 吃音や失語症など意思疎通が不得意な者に対し、時間制限を設けない。」</u></p> <p>(理由) 吃音のある人は、時間制限などを設定されるとそれを意識しさらに悪化することがあります。そのことにも理解を示していただきたい。</p>	<p>具体例に以下の記述があり、御意見のケースはこれに該当するため、記載しないこととさせていただきます。 「○ 障害者から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。</p>
2 6	<p>意思疎通の配慮の具体例に以下の記述を追加すべき。 <u>「○ 逮捕・取り調べ・拘留等などにおいて知的・発達・身体障害者など、コミュニケーション支援が必要な障害者に対して、意思疎通を支援するかつ、当事者が意思表示をしている内容を正確に伝えられる、支援者などの人的な支援を行うこと。相談の窓口においてもコミュニケーション支援が必要な障害者に対して、同様の意思疎通を支援する家族、支援者などの人的な支援を必ず行うこと。」</u></p>	<p>内閣法制局は、事務又は事業の性質上、逮捕、取り調べ又は拘留を行うことは想定しておりません。</p>
2 7	<p>ルール・慣行の柔軟な変更の具体例の「○ 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手順順を入れ替える。」について、社会と当事者の先々のためにも、この項目における「順番の入れ替え」部分については削除あるいは発達障害者の除外を明記すべき。</p> <p>(理由) もし、発達障害者を想定したものであるならば、確かに発達障害者の中には順番を待つことに非常にイライラしたりする人もいるが、それは障害特性というよりは、「順番を守る」ことを学習しそこねた結果（未学習の結果）というべきものである。</p> <p>「順番の入れ替え」については、これを国レベルで推奨すべき合理的配慮としてしまうことにより、未学習のある当事者において「自分は発達障害だから優先されるべき」といった誤学習にもつながりかねず、行き過ぎた配慮の要求や、自</p>	<p>具体例については、過重な負担が存在しないことを前提としたものであり、記載されている具体例に限られるものではありません。</p> <p>いずれにせよ、障害には様々な種類があり、また、その状況も人によって大きく異なることから、実際の運用に当たっては、御本人や周囲の方に状況をお伺いしながら、適切な形で対応させていただきます。</p>

	<p>治体窓口や民間でのトラブルへの波及、ひいては訴訟等の増加等なども懸念される。</p>	
28	<p>ルール・慣行の柔軟な変更の具体例の「○ スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。」について、以下のとおり改めるべき。 「○ スクリーンや板書、<u>手話通訳者</u>等がよく見えるように、スクリーンや<u>手話通訳者</u>等に近い席を確保する。」</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 「○ スクリーン、<u>手話通訳者</u>、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。」</p>
29	<p>ルール・慣行の柔軟な変更の具体例に以下の記載を追加すべき。 「○ <u>コミュニケーションに障害がある人が、窓口で込み入った話をする必要がある時、大勢の人の視線に触れないよう、別室で対応する。</u>」</p> <p>(理由) 吃音のある人は、時間制限などを設定されるとそれを意識しさらに悪化することがあるため。</p>	<p>具体例に以下の記載があり、御意見のケースはこれに該当するため、記載しないこととさせていただきます。 「○ 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合には、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。」</p>